

内閣府規制改革会議ヒアリング 金融検査とPrinciples

弁護士 和仁 亮裕

2008年7月3日

Linklaters

1. 実態編： 聞き取り調査に基づくコメント

「プリンシプル重視、リスク重視にシフトし、細かくて重要度の低い指摘をやめるべき。」

検査での不合理な指摘は、一般的に金融機関のマネージメント(特に外資系)が日本の当局に対して有する不信感(理解不能、不透明だと強く感じる)を募らせることになり、東京市場の機能空洞化、選択回避の重要な原因となっている。

何が「プリンシプル」なのか、なぜ金融検査をしなくてはならないかということについて認識の統一はなされているのか？

「未公表検査情報（特に事実誤認情報）のリークを止めるべき。」

これにより実際に機関投資家がレピュテーション・リスク等を考慮してビジネスを止める為、実質的に行政処分が出たのと同様の効果となっている。

「検査官とまともな意見交換ができない。」

事前にシナリオを勝手に作って押し付け、反論は殆ど受け付けない。自分達のシナリオが仮説であるという認識がないし、実務を調べて学ぼうという気持ちもない。しかも立証責任は受検者側。「そのような事実はない。」と言っても、シナリオと違うということで聞いてもらえない。そもそもシナリオの作り方に問題がある。

「検査のバックオフィスのレベルが低すぎる。」

監督側出身の人を増やし、監督側の知識・経験をもっと活用すべきではないか。

「一般的に事前通知を出すべき。」

外資系にだけ事前通知が無いのは逆差別。
どうして日本のレギュレーターは、民族系と外資系ということで差をつけて規制しようとするのか？民族系と言ったところで大手はグローバル化している。この発想の古さ自体が実は問題。

「検査の重複」

SESCは、JSDAや取引所に権限を委譲、または検査を委任し、より重要な犯則事件や、投資家、発行体、その他自主規制団体のカバーしていない先の検査に特化していくべきではないか。

「主任検査官（検査チーム）毎に検査内容・レベル、
指摘の判断基準が大きく異なる。」

「検査官のレベルが低すぎてまともなやり取りが出来ない。」

まず「問題意識を書け」と担当者に言うところから始め、その答から質問表を作り上げていき、最終的に「反省していない。」という結論に持っていかうとする(いわゆる)フィッシングのやり方は、反発を買うだけ。

レベルの低い検査官だと、検査結果が主任検査官に差し戻され、受検者としては二度手間になる。

レベルの低い検査官だと指摘事項の数合わせという弊害も増加する。

「検査官の態度は、以前に比べれば良くなったが、それでもまだまだ問題が多い。」

「オフサイト期間に制限を設けるべき、予定オンサイト検査期間も告知すべき。」

「検査開始時に必要な共通の提出資料は全て、事前にオープンすべき。」

「法定帳簿等、法定の文書以外は英文での資料提出も認めるべき(特に検査局)。」

「電子媒体の利用による資料提出、閲覧を促進すべき。」

「検査期間中の検査モニタリングはほぼ無意味
(単なるアリバイ作りにしかない)。」

「検査マニュアルの有名無実化。」

「監督局、検査局、監視委員会の意思疎通が悪くて、判断基準がばらばら。」

2. 理論編： 金融検査の目的

金融機関の業務の健全性および適切性についてレギュレーターが実態把握するために行なうもの。

基本的には金融機関の自己責任の原則の徹底と市場規律の強化によって行なわれるべきものを補強するもの。

行政調査の一種であり、行政手続法の適用対象外。つまり受検者の同意に基づく任意手続。

金融検査に関する基本指針(平成17年7月1日) (「基本指針」)

指針: 金融庁検査局長から各地の財務局長などに対する通達。
被検者である金融機関を直接拘束するものではない(法律ではない)。

五原則:

- ①利用者視点の原則
- ②補強の原則
- ③効率性の原則
- ④実効性の原則
- ⑤プロセスチェックの原則

立入検査－密室主義

特段の事情があると主任検査官が認めない限り受検者から第三者（弁護士、公認会計士を含む）へのアクセスを認めない。

アクセスが認められた場合であっても、検査の秘密を理由に、守秘義務契約なしに検査中の問題を開示することは認めない。

検査結果通知書も検査局審課長の事前の承諾なくして開示してはならない。

なぜここまで密室主義を貫かなくてはならないのか？

金融検査と当事者の立場の非対称性

- 1) 金融検査は拒めない(銀行法24、25条、金商法56条の2)
- 2) 検査忌避罪(銀行法63条3号、金商法198条の6第10号)
- 3) そもそも金融機関は事実上レギュレーターと争えない社会環境にある(検査の後、処分が出た後であっても)。この問題は単に法律の条文(憲法31条を含む)の解釈を議論することで片付く問題ではない。

3. 論点整理編

- (1) 検査システム設計上の問題
検査であって捜査ではない。単なる健康診断とどこが違うのか？
なぜレギュレーターは密室性を必要とするのか？
- (2) 基本指針の五原則を考えれば、現在の実務とはかなり異なっている。
- (3) 検査の窮極の目的は、金融機関の健全化を通しての東京市場の活性化ではないのか？
- (4) 検査の問題点は検査官の質の低さに主に帰することができるのか？
－検査計画自体にも大きな問題があるのではないか？
- (5) 検査と監督を合体させることは本当にできないのか？
一部の機能でも。

4. 処方箋編

- (1) 検査過程への第三者（弁護士、公認会計士等）の参加を認め、検査手続自体の透明性を高めるべき。
- (2) 受検者への尊敬と配慮を持つこと。
自分の時間も相手の時間も有限であるという考え
方を持つべき。
- (3) 何のために金融検査をやっているのか、窮極の目的
は何かということの自覚を持つこと。東京市場の国際
化の中での位置づけが大切。
- (4) 監督と検査の判断の一体化。

5. 小括編

- (1) 市場に参加している以上、金融機関は金融検査に服し、その健全性を維持すべきことに異論の余地はない。
- (2) 外資は勝手に来ているのではなく、東京市場へ呼び込んできた「客」であるという発想が必要。
- (3) 東京ビッグバンを成功させ、東京市場を繁栄させるとい見地から金融検査のあり方を考えるべき。

5. 小括編

- (4) 金融検査が、現在のような評価を市場参加者から受け続けていると、最終的に外資は東京市場から撤退していくであろう。民族系も海外へその本拠地を移しかねない。
- (5) レギュレーターはもっと「商売人」の眼を持って東京市場の育成、その中での金融検査のあり方、手法を考えるべきではないか。その場合、東京は、ロンドン、ニューヨークに比べればサイド・ショーに過ぎないという現状認識が必要。
- (6) レギュレーターがこのような強い変革の意思を持てば、東京市場は発展するし、いわゆる「ガラパゴス化現象」を心配する必要もなくなるのでは？

ありがとうございました。

ご質問は？

